

福祉車両による移送サービス事業のご案内

「福祉車両による移送サービス事業」は、社会福祉施設利用者の送迎等の時間以外を有効活用して、公共交通機関等の利用が困難な方の移動手段を確保するために実施しています。

利用できる人

豊田市内にお住まいで次のいずれかに該当し、リフトによる乗車を必要とする方。

- (1) 車いす及び電動車いすを移動手段としている方
- (2) 座位がとれずストレッチャーにより移動する方
- (3) その他通常の車両では移動が困難な方

*ただし、電動車いす等特殊車両で、乗車した際にフック等で固定ができず、走行中の安全確保が困難な方は乗車できません。



＜参考：福祉車両＞

《利用例》

通院のため自宅から〇〇病院へ行く。など

(身体障がい者手帳の交付を受けていない方や介護保険の認定を受けていない方でも、申請できますが、**日常的に**上記の内容に該当される方は利用できます。)

事業の概要

- (1) 運行時間 毎日午前8時から午後8時までです。(車両により異なります。)
- (2) 利用を希望される方は、事前に**利用者登録が必要**です。
- (3) 利用料金は1回(片道)自己負担**500円(支払いは現金のみ)**です。
※途中でどこかに立ち寄る場合も1回に数えます。
※当該サービスとタクシー券の併用はできません。
- (4) 行先は**豊田市内**で、運行時間内に車両の帰着可能な範囲です。

例1) 自宅→病院 500円
病院→自宅 500円

例2) 自宅→病院 500円
病院→コンビニ 500円
コンビニ→自宅 500円



利用のしかた

① 事前に市役所で利用の手続きを行います。

持ち物：特にありません。

時 間：豊田市役所開庁時間 平日午前8時30分～午後5時15分

場 所：豊田市役所 東庁舎 1階 障がい福祉課窓口

申請書兼同意書を記載いただき、窓口で「利用できる人」の要件等を確認します。
利用可能な場合、その場で通知書（登録番号）を発行します。

② 利用するにあたり委託運行事業者に電話又はFAXで予約します。

電話 (0565) 32-4288 (名鉄東部交通株式会社)

FAX (0565) 32-2534 (名鉄東部交通株式会社)

(受付時間は午前6時から午後9時まで)

電話又はFAXで次のことを告げます。

①登録番号（「福祉車両による移送サービス事業利用登録済通知書」記載の番号）

②住所・氏名、③利用希望日時、④乗車場所と行き先

予約は、利用希望日の2週間前から利用希望日の前日までに予約可能です。

※ 同じ週（日曜日から土曜日まで）に2回以上の利用の予約をする場合、**2回目以降の予約ができるのは利用希望日の1週間前から利用希望日の前日まで**となります。

(より多くの方に御利用いただくため、御理解と御協力くださいますようお願い申し上げます。)

※利用上の注意事項

車両の数に限りがありますので、御希望どおり予約できない場合があります。あらかじめご了承ください。

- ①福祉施設利用者の送迎等も併せて実施しているため、利用日及び利用時間が制限されています。
- ②道路の渋滞、天候その他やむを得ない理由により、予約時間に移送ができないことがあります。
- ③介護タクシーではないので、乗務員は原則として利用登録者の解除は致しません。
- ④利用登録者の介護を目的として添乗する人は、原則一人です。
- ⑤電動車いす等の特殊車両で乗車頂いた際にフック等で固定できず、走行中の安全確保が困難な方は乗車できません。

【事前登録に関するお問合せ】

豊田市役所 障がい福祉課

【TEL】 (0565) 34-6751

【FAX】 (0565) 33-2940

【E-mail】 shougai_hu@city.toyota.aichi.jp

【予約に関するお問合せ】

名鉄東部交通株式会社

【TEL】 (0565) 32-4288

【FAX】 (0565) 32-2534

